平成２３年（フ）第３０３９号
横浜市旭区白根８丁目20番13号　ルミネヤシマＢ―301
債務者　加部　哲也
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３２３１号
横浜市金沢区瀬戸５番１―609号
債務者　今　　忠夫
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３２６９号
横浜市磯子区磯子３丁目７番７号
債務者　絹川裕佳子
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３２７４号
横浜市都筑区すみれが丘30番地17　ポラールすみれが丘103
債務者　奈良　一憲
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３３３０号
横浜市栄区公田町618番地　ハイツ公田101号室
債務者　春日　悦雄
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３３３８号
横浜市旭区左近山448番地４　左近山団地８街区10棟204号
債務者　安部美津枝
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３３４４号
横浜市南区八幡町22番地
債務者　山口美沙子
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３３４９号
横浜市青葉区たちばな台１丁目11番地４　カドリル青葉台106
債務者　関根由美子
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３３５８号
横浜市神奈川区新町21番地20
債務者　齋藤　　淳（旧姓遠澤）
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３４１２号
横浜市保土ケ谷区岩井町122番地２　岩井マンション201号
債務者　内間　善弘
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５号
栃木県河内郡上三川町大字上三川4265番地１下町第２町営住宅２棟311
債務者　小川　貢市
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月17日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第６号
栃木県河内郡上三川町大字上三川4265番地１下町第２町営住宅２棟311
債務者　小川　康子
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月17日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第５５３号
岡山市中区長利313番地15
債務者　川上須美子
1　決定年月日時　平成24年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月21日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７２６号
岡山市東区瀬戸町江尻1078番地８
債務者　藤原　厚美
1　決定年月日時　平成24年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月28日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７３７号
岡山市北区平野765番地36、前住所岡山県玉野市向日比２丁目３番25号
債務者　長尾　正裕
1　決定年月日時　平成24年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月23日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７３８号
岡山県玉野市渋川１丁目10番６号、前住所岡山県玉野市向日比２丁目３番25号
債務者　長尾　律子
1　決定年月日時　平成24年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月23日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部